

情報

後期高齢者医療被保険者証などの更新時期

8月1日(月)からは「薄紅色」の新しい被保険者証を提示してください

新しい被保険者証（保険証）のご確認を

7月末までに黄色い封筒で郵送しますので、住所、氏名、生年月日、性別、負担割合など記載内容をご確認ください。8月以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい被保険者証（保険証）を提示してください。

■一部負担割合を更新します

医療機関の窓口で支払う自己負担割合は、令和3年中の所得をもとに判定を行い、「1割」または「3割」のいずれかに決定されます。被保険者証の記載をご確認ください。

3割負担の人 令和3年中の課税所得が145万円以上ある被保険者が1人でもいる世帯の人

1割負担の人 上記（3割負担）以外の人

☑️今回交付する被保険者証（薄紅色）は、8月1日～9月30日まで使えます。10月1日からの新しい被保険者証（オレンジ色）は、9月中に静岡県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

※詳細は、広報みしま9月1日号に掲載予定

■限度額適用認定証（限度証）・標準負担額減額認定証（減額認定証）を更新します

医療機関で提示すると窓口負担額が自己限度額で済む限度証または減額認定証をすでに持っている人で、令和4年度も対象となる人には、7月末までに8月から使用する新しい限度証または減額認定証を保険証とは別に郵送します。

■新規交付には、保険年金課窓口での申請が必要です
新たに限度証の交付を希望する場合

☑️下表の所得区分②、③のいずれかに該当する人

新たに減額認定証の交付を希望する場合

☑️下表の所得区分⑤、⑥のいずれかに該当する人

共通事項

☑️印鑑、被保険者証、マイナンバーカードなどのマイナンバーを証明する書類

☑️・問 保険年金課

☎ 983・2710



「薄紅色」の新しい▶
被保険者証を提示
してください

高額療養費制度 自己負担限度額

所得区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	①現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+医療費が842,000円を超えた額の1% <4回目以降 140,100円(※)>	
	②現役並みⅡ 課税所得380万円以上	167,400円+医療費が558,000円を超えた額の1% <4回目以降 93,000円(※)>	
	③現役並みⅠ 課税所得145万円以上	80,100円+医療費が267,000円を超えた額の1% <4回目以降 44,400円(※)>	
一般	④一般 課税所得145万円未満	18,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 <4回目以降 44,400円(※)>
住民税非課税	⑤住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円	24,600円
	⑥住民税非課税世帯Ⅰ (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

※過去12カ月以内に「外来+入院」の自己負担限度額を超えた分の支給が4回以上あった場合、4回目以降から限度額が<>内の金額となります。

情報

国民健康保険被保険者証、 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を送ります

国民健康保険加入者に、8月1日～令和5年7月31日まで有効な被保険者証を、7月末までに送ります。

注▶被保険者証は個人ごとに封筒に入れて世帯主宛てに送ります。

▶学生や施設などに入所し、住民票を市外に移している人の被保険者証も世帯主宛てに送ります。

▶70～74歳の人には、「被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

※被保険者証の有効期限が一部異なる人もいます。有効期限が切れる前に、新しい被保険者証兼高齢受給者証を送ります。

■資格喪失手続きなどについて

社会保険などに加入した場合は、国民健康保険の資格喪失の届け出が必要となります。

持ち物 ①社会保険の被保険者証②国民健康保険の被保険者証③マイナンバーの分かるもの

※それぞれ該当者全員分が必要

提出先 保険年金課窓口

※40～64歳で、介護保険適用除外施設に入退所する人は手続きが必要です

■一部負担金の減免について

災害などにより資産に重大な損害を受けた、失業により収入が著しく減少したなど、医療費（一部負担金）の支払いが困難で、一定の基準を満たした場合、減免などが受けられます。

問保険年金課 ☎ 983・2604



▲色が「ふじ色→うぐいす色」に変更されます

情報

7月15日(金)発送 令和4年度国民健康保険税納税通知書を送ります

国民健康保険税は、世帯主、被保険者などの前年中の所得に応じて計算されます。

■賦課限度額の主な変更点

	改正前(令和3年度)	改正後(令和4年度)
医療分	63万円	65万円
支援分	19万円	20万円
介護分	17万円	17万円
合計	99万円	102万円

■発送日

7月15日(金)

※発送件数が多いため、配達完了までに1週間程度かかる場合があります。

■未就学児に係る均等割額の軽減制度の創設

国民健康保険に加入する未就学児(※)に係る均等割額を軽減する制度が制定されました。(右表①)

所得による軽減制度適用世帯に属する未就学児については、所得軽減適用後の均等割額をさらに軽減します。(右表②)

※当該年度の3月31日時点で0～6歳の被保険者(平成28年4月2日以降に生まれた人)

所得軽減適用世帯	未就学児の人の均等割額		未就学児以外の人の均等割額	
	医療分	支援分	医療分	支援分
① 軽減なし	15,900円	6,900円	31,800円	13,800円
②	2割	12,720円	5,520円	11,040円
	5割	7,950円	3,450円	6,900円
	7割	4,770円	2,070円	4,140円

■減免について

国民健康保険税の支払いが困難なときは、一定の基準を満たすことで減免などが受けられる場合があります。納税通知書をご確認のうえ、ご相談ください。

また、新型コロナウイルス感染症による減免については、10ページをご覧ください。

問税額・減免について 課税課 ☎ 983・2626

問加入・脱退について 保険年金課 ☎ 983・2604

問納付相談について 市税収納課 ☎ 983・2629